

現行の生物多様性国家戦略の概要及び 点検結果の概要

1. 現行戦略の概要

- ・「生物多様性国家戦略2012-2020」の構造と分量
- ・「生物多様性国家戦略2012-2020」第2部の目標・指標

2. 点検結果の概要

- ・「生物多様性国家戦略2012-2020」の実施状況の点検結果（第1部、第2部、第3部、次期戦略に向けた課題）

1. 現行戦略の概要

生物多様性国家戦略の策定・改定のあゆみ

- ・ **生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略**は、これまでに**合計5回策定**。
- ・ 改定ごとに、内容・分量ともに充実し、我が国の生物多様性関連施策を網羅的に掲載。
- ・ 2008年の生物多様性基本法制定を受けて法定化。2010年の愛知目標を受けて国別目標を設定。

1992年：生物多様性条約の採択

1993年：生物多様性条約加盟・発効

生物多様性条約第6条

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”

1995年：生物多様性国家戦略①

条約締結を受けて速やかに策定

2002年：新生物多様性国家戦略②

3つの危機を提示
自然共生社会の打ち出し

2007年：第三次生物多様性国家戦略③

地球温暖化による危機の追加
具体的目標・指標を盛り込む

2008年：生物多様性基本法制定

生物多様性基本法第11条

“政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性国家戦略)を定めなければならない”

2010年：生物多様性国家戦略2010④

生物多様性基本法に基づく
法定計画

2010年：生物多様性条約第10回締約国会議開催（愛知県名古屋市）

愛知目標（戦略計画2011-2020）の採択

2012年：生物多様性国家戦略2012-2020⑤

愛知目標を踏まえた
国別目標の設定
東日本大震災の経験



2002 ②



2007 ③



2010 ④



2012 ⑤ 2

1. 現行戦略の概要

自然共生社会の観点からみた生物多様性国家戦略のあゆみ

- 第二版となる「新・生物多様性国家戦略」（2002年）において、「自然と共生する社会」を打ち出し。
- 以降、現行の国家戦略を含め「自然共生社会の実現」を掲げることとなる。

①生物多様性国家戦略（1995年）

- 生物多様性条約締結後速やかに策定。関係省庁が連携し、**条約に沿った各々の取組を網羅的に整理。**

②新・生物多様性国家戦略（2002年）

- 生物多様性の危機の構造を3つに整理。**「自然と共生する社会」構築のための目標を掲げ、**限定的な自然保護から国土・社会全体としての取組へ視点を拡大。

③第三次生物多様性国家戦略（2007年）

- 危機の構造に地球温暖化を追加。**「自然共生社会」の実現のための国土の長期的な目標像を提示。行動計画として具体的目標・指標を盛り込んだ。**

④生物多様性国家戦略2010（2010年）

- **2050年までの中長期目標としての自然共生社会、2020年までの短期目標**を掲げ、COP10に向けて実施すべき取組を視野に入れて施策の充実が図られた。

⑤生物多様性国家戦略2012-2020（2012年）

- **COP10の成果や東日本大震災の経験**などを踏まえ、**自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略かつ愛知目標の達成に向けたロードマップ**として策定。



1. 現行戦略の概要

「生物多様性国家戦略2012-2020」の構成

- 「戦略」「愛知目標達成に向けたロードマップ」「行動計画」の3部から構成されている。

第1部：戦略

【生物多様性の重要性と理念】

- すべての生命の存立基盤
- 将来を含む有用な価値
- 豊かな文化の根源
- 暮らしの安全性

【生物多様性の4つの危機】

- 「第1の危機」 開発など人間活動による危機
- 「第2の危機」 自然に対する働きかけの縮小による危機
- 「第3の危機」 人間により持ち込まれたものによる危機
- 「第4の危機」 地球環境の変化による危機

【生物多様性に関する5つの課題】

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識
- ④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- ⑤ 科学的知見の充実

【基本的な考え方】

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

【目 標】

◆ 長期目標（2050年）

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる**自然共生社会**を実現する

◆ 短期目標（2020年）

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する

【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100年先を見通した国土の目指す方向性やイメージを提示

概ね2020年までの重点施策

- 【5つの基本戦略】
- ① 生物多様性を社会に浸透させる
 - ② 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
 - ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
 - ④ 地球規模の視野をもって行動する
 - ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける
- 2020年度までの重点施策

第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 「5の戦略目標」を構成する「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81の指標」

第3部：行動計画

国土空間的施策

横断的・基盤的施策

東日本大震災からの復興・再生

■ 約700の具体的施策

■ 50の数値目標

1. 現行戦略の概要

「生物多様性国家戦略2012-2020」第2部の目標・指標

- 第2部では、**愛知目標を踏まえた我が国の目標及び指標を設定し、愛知目標の達成に向けたロードマップを示している。**

愛知目標		現行戦略第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ			
		5の戦略目標	13の国別目標	48の主要行動目標	81の指標
A	1	A：生物多様性の損失の根本原因に対処	A-1：「生物多様性の社会における主流化」の達成等	A-1-1～A-1-5	14指標
	2				
	3				
	4				
B	5	B：生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進	B-1：自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減	B-1-1～B-1-4	4指標
	6		B-2：生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施	B-2-1～B-2-4	14指標
	7				
	8		B-3：窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持等	B-3-1～B-3-3	10指標
	9		B-4：外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等	B-4-1～B-4-3	4指標
C	10	C：生態系、種、遺伝子の多様性を保全することによる生物多様性の状況の改善	B-5：人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進	B-5-1	4指標
	11		C-1：陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理	C-1-1～C-1-4	10指標
	12		C-2：絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等	C-2-1～C-2-5	7指標
D	13				
	14	D：生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化	D-1：生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化等	D-1-1～D-1-6	4指標
	15		D-2：劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献	D-2-1～D-2-3	6指標
	16		D-3：名古屋議定書の締結と国内措置の実施	D-3-1～D-3-2	0指標
E	17	E：生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E-1：生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等	E-1-1～E-1-2	2指標
	18		E-2：伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員	E-2-1～E-2-6	2指標
	19				
	20				

2. 点検結果の概要

「生物多様性国家戦略2012-2020」の実施状況の点検結果（第1部）

- 我が国における愛知目標の達成状況の評価を含め、現行国家戦略の最終評価として、関係省庁において達成状況を点検し、2021年1月に公表。
- 第1部の「戦略」**については、自然共生社会の実現に向けた**新たな取組の開始**や、**国家戦略の構造等の改善の必要性**が指摘された。

第1部：戦略

【目 標】

◆ 長期目標（2050年）

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる**自然共生社会**を実現する

◆ 短期目標（2020年）

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する

【5つの基本戦略】2020年度までの重点施策

- ①生物多様性を社会に浸透させる
- ②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ③森・里・川・海のつながりを確保する
- ④地球規模の視野をもって行動する
- ⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける

■ 国家戦略全体の評価結果

長期目標：生物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に変化を引き起こすため**新たな取組、国家戦略の構造等の改善※**が望まれる。

※基本戦略に対応する指標や数値目標の設定や、達成状況を把握するために適切かつ明確な指標の設定 等

短期目標：国別目標の達成の達成に向けて様々な**行動が実施されたが、全ての目標が達成したとは言えず、更なる努力が必要。**

■ 第1部（基本戦略）の評価結果

- 5つの基本戦略のうち、④⑤の2つについては概ね達成。
- 国の施策の大きな方向性を示す戦略全体としては、**基本戦略に沿った様々な施策を実施。**
- 外来生物に対する防除対策など、更なる取組の強化や、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）など、新たな取組の開始が必要。**

2. 点検結果の概要

「生物多様性国家戦略2012-2020」の実施状況の点検結果（第2部、第3部）

- 第2部の「愛知目標の達成に向けたロードマップ」については、**13の国別目標のうち明確に達成した目標は5つにとどまるが、着実に進捗している**と評価された。
- 第3部の「行動計画」については、**多くの施策で着実に進捗しているものの目標達成に至った施策は限られた状況**と評価された。

第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 「**5**の戦略目標」を構成する「**13**の国別目標」とその達成に向けた「**48**の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「**81**の指標」

■ 評価結果

評価結果：明確に達成した目標は**13の国別目標のうち5**にとどまるが、**愛知目標の達成に向けて着実に進捗**。

達成した国別目標：

- ・ B-4（外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等）
- ・ C-1（陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理）
- ・ D-3（名古屋議定書の締結と国内措置の実施）
- ・ E-1（生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等）
- ・ E-2（伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源の効果的・効率的動員）

第3部：行動計画

国土空間的施策

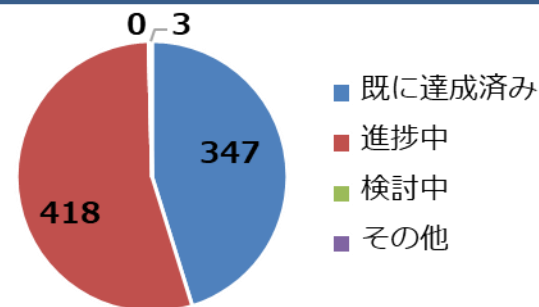
横断的・基盤的施策

東日本大震災からの復興・再生

- 約**700**の具体的施策
- **50**の数値目標

■ 評価結果

- ・ 多くの施策で**着実な進捗は認められるものの、目標達成に至った施策は限られた状況**。



2. 点検結果の概要

「生物多様性国家戦略2012-2020」の実施状況の点検結果（次期戦略に向けた課題）

- 第1部の「基本戦略」の点検結果として、**次期生物多様性国家戦略に向けた課題**が示された。**特に達成が不十分であった基本戦略①～③について、新たな取組が必要**とされている（詳細は別紙参照）。

「基本戦略①生物多様性を社会に浸透させる」関係の課題

- 生物多様性に関する広報の推進
- 多様な主体の連携の促進
- 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進
- 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進
- 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実
- 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進
- 生物多様性に配慮した消費行動への転換

「基本戦略②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」関係の課題

- 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進
- 鳥獣と共存した地域づくりの推進
- 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- 地域固有の野生生物を保全する取組の推進
- 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

「基本戦略③森・里・川・海のつながりを確保する」関係の課題

- 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進
- 森林の整備・保全
- 都市の緑地の保全・再生など
- 河川・湿地などの保全・再生
- 沿岸・海洋域の保全・再生
- 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進

「基本戦略④地球規模の視野をもって行動する」関係の課題

- 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献
- 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進
- 生物多様性に関わる国際協力の推進
- 世界的に重要な地域の保全管理の推進

「基本戦略⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける」関係の課題

- 基礎的データの整備
- 生物多様性の総合評価
- 科学と政策の結びつきの強化

參考資料

(参考) 戦略計画2011-2020 (愛知目標)

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標1 : 生物多様性の価値と行動の認識
- 目標2 : 生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘定・報告制度に組込
- 目標3 : 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標4 : 持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標5 : 森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標6 : 水産資源が持続的に漁獲
- 目標7 : 農業・養殖業・林業が持続可能に管理
- 目標8 : 汚染を有害でない水準へ
- 目標9 : 侵略的外来種の制御・根絶
- 目標10 : 脆弱な生態系への悪影響の最小化。

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標11 : 陸域の17%、海域の10%を保護地域等へ
- 目標12 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止
- 目標13 : 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標14 : 自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標15 : 劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標16 : ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- 目標17 : 国家戦略の策定・実施
- 目標18 : 伝統的知識の尊重・主流化
- 目標19 : 関連知識・科学技術の改善
- 目標20 : 資金資源を顕著に増加